

24西南健発第25号
公 告 第7号
平成24年5月14日

東京都渋谷区南平台町3番8号
東京西南私鉄連合健康保険組合
理 事 長 堀 江 音 太 郎



組合規約中一部変更について

このたび、事業所の削除に伴い、下記のとおり組合規約の一部を変更しましたので、公告いたします。

記

◎当組合の規約の一部を次のとおり変更する。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 別表(一)中、

「ベルタクシー株式会社 静岡県沼津市高島本町3番10号」の次の

「湯布高原株式会社 大分県由布市湯布院町川北899番地1」を削除する。

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成24年6月1日から適用する。